

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助申請みなし却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人が令和 3 年 1 月 20 日付けの保護申請書（以下「本件申請書」という。）により〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対して行った一時扶助申請について、法 24 条 7 項に定められた期間を経過したことを理由として、請求人において処分庁が本件申請を却下したものとみなした上で、当該みなし却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

#### (1) 医療費について（本件申請 2）

転居後、病院受診の際には生活保護受給中で社保併用の医療券を事務所から後日郵送で送ってもらうよう伝え受診をしていました。しかし、医療券が手元にないと自己負担を求められ、一時的に 3 割や 10 割負担をする形を取りました。しかし、医療券の発行が大幅に遅れ、病院が医療費を請求してしまう事態が何件もの医療機関で

発生しました。後日返金はできないため、事務所で返還をするよう案内されましたが、事務所は医療費の現金給付は行っていないとの回答で医療費の自己負担を余儀なくされました。

(2) 水道料金について（本件申請3）

転居時に水道代の減免申請をしましたが、〇〇県の水道局では〇〇県の保護決定通知書がなければ、免除にならないとの判断でした。しかし、移管手続きに何か月もかかり、生活保護受給中でありながら、これも自己負担になりました。

(3) 転居費用について（本件申請4）

DVによる転居、また、0歳の子を抱えた生活基盤の獲得のため、本件勤務先近くへの引っ越しをせざるを得ませんでした。しかし、DVの理由は事後報告との扱いで転居費用の決定はおりませんでした。現状の深刻さは生活保護の担当者に細かくお伝えしていたはずですが、旧住居から新住居まで1時間半以上はかかる距離にもかかわらず、通勤範囲内の引っ越しであることや婚姻関係があるためなどいろいろと理由をつけ不支給と言われました。〇〇県への移管手続きを取ったにもかかわらず、生活保護受給中であれば、受けられる引っ越し費用の保護費がおりませんでした。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 3月23日	諮問
令和4年 6月30日	審議（第67回第1部会）
令和4年 7月11日	処分庁へ調査照会

令和4年 7月11日	請求人へ調査照会
令和4年 7月21日	審議（第68回第1部会）
令和4年 7月28日	処分庁から回答を収受
令和4年 8月18日	審議（第69回第1部会）
令和4年 9月15日	審議（第70回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・種類・基準

法1条は、この法律は、日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとしている。

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、1号で「生活扶助」、3号で「住宅扶助」、4号で「医療扶助」を挙げている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするされ、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるとしている。

#### (2) 生活扶助

法12条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行うことを定めるとともに、生活扶

助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）及び「移送」（2号）を規定している。

電気代、水道代等の料金は、この「その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」の範囲に含まれているものと考えるのが相当である。このことは、住宅扶助について、家賃に電灯料又は水道料が含まれている場合は、当該料金に相当する額を控除した額を住宅費として認定することとされていること（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問34・答）からもうかがえる。

### (3) 住宅扶助

法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行うことを定めるとともに、住宅扶助の範囲に「住居」（1号）及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」（2号）を規定している。

法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とするものとしている。

### (4) 医療扶助

法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「診察」（1号）、「薬剤又は治療材料」（2号）、「医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術」（3号）等を規定している。

法34条1項は、医療扶助は現物給付によって行うものとするが、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができるとしている。

法52条1項は、指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとしている。この

ことから、国民健康保険の適用外のものについては、医療扶助の対象とならないものと解される。また、国民健康保険法36条は、市町村及び国民健康保険組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療等の療養の給付を行うとしており、予防を目的とする予防接種は、これらの療養の範囲外であるため、国民健康保険の適用外であり、したがって、医療扶助の対象とはならないものと解される。

#### (5) 転居に際しての敷金等

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・カは、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、同・オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとしている。

そして、上記「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の判断方法について、課長通知第7・問30・答は、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものであるとした上で、「8 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合」「18 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」など18項目を挙げている（別紙）。

#### (6) 勤労（被用）収入・必要経費の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通

知」という。)第8・2は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

また、同第8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務している者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費としては、同・(4)に定める基礎控除のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

さらに、同第8・3・(5)は、その他の必要経費として、次の経費については、真に必要やむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないとし、その1つとして、就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費を挙げる。

(7) 保護の変更に係る申請に対する決定・通知、申請に対するみなし却下

法24条9項により準用される法24条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

同条7項は、保護の申請をしてから30日以内に3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

なお、同項の規定による保護申請却下処分は、行政処分が不存在の場合であってもその存在を擬制し得る可能性を考えて決定通知の法定期間の実効性を担保し、申請者の権利を保全しようと

して設けられたものであり、何らの決定、実施がなされなかった場合における不服申立ての提起のための基礎を与えたものにすぎないから（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』社会福祉法人全国社会福祉協議会、昭和60年、403頁以下参照）、同項の規定による保護申請却下処分に係る審査請求においては、保護の実施機関が当該申請を却下したものとみなした結論の適否及び当否が問題になり得るにとどまると解するのが相当である。

(8) 審査請求の適法性

行政不服審査法に基づく審査請求を適法になし得るためには、請求人に当該処分について審査請求をする法律上の利益、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあることが必要であると解されている（最高裁判所昭和53年3月14日判決・最高裁判所民事判例集32巻2号211頁参照）。

(9) 次官通知、局長通知及び課長通知の位置づけ

次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

以下、本件各申請が却下された（とみなされた）ことについてみる。

(1) 本件申請1（一時保育利用料）について

本件申請1についてみると、令和3年4月28日、処分庁は、理由を「保育料を必要経費として控除します。」とした保護変更決定により、請求人の就労収入の収入認定額から9,600円を控除したことが認められる（後行処分。）。

そうすると、本件申請1に係るみなし却下処分は、上記保護決定により、取消裁決があった場合に除去されるべき法的効果が既に消滅しており、また、他に本件申請1に係る審査請求が認容さ

れることによって回復される特段の法的利益の存在を認めるに足りる証拠もない以上、本件申請 1 に係る審査請求は、もはやこれを維持する法律上の利益を有しないものといわざるを得ない。

よって、その他の点について判断するまでもなく、本件審査請求のうち本件申請 1 に係る部分は、不適法なものとして却下を免れない。

#### (2) 本件申請 2（医療費）について

医療扶助は、現物給付によって行うことを原則とし、現物給付ができないとき、現物給付が適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは金銭給付によって行うことができる」とされているところ（1・(4)）、処分庁は、医療扶助の対象外の分（予防接種。〇〇病院 2, 0 0 0 円）を除き請求人に対して支給すべき医療費に係る医療券を発行していることが認められ、また、これまでも医療券によって病院での受診をしていることを踏まえると、請求人に金銭給付をしなければいけない特別な事情も認められない。

よって、処分庁が、請求人に対して本件申請 2 に係る医療費を現金で支給しないと判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

#### (3) 本件申請 3（水道料金）について

水道料金は、生活扶助の範囲とされる「その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」に含まれており、毎月支給される保護費の中で賄うべきであるところ（1・(2)）、処分庁が、請求人に対して一時扶助として水道料金を支給しないと判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

#### (4) 本件申請 4（転居費）について

転居に際し、敷金等を必要とする場合は、別紙に掲げる 1 8 項目のいずれかに該当する場合には限られるとされ、その 1 つに「8 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難



であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合」が挙げられているところ(1・(5))、旧住居から本件勤務先までの通勤所要時間は、請求人の置かれている状況を考慮しても1時間30分程度と認められる。

そうすると、請求人の旧住居が本件勤務先から遠距離にあり、通勤が著しく困難であるとまでは認められないから、課長通知第7・問30・答・8(別紙・8)に該当するとは認められない。

また、担当職員は、請求人の新住居への転居後に、請求人の保護の移管先となる新事務所の担当者からの情報提供により、初めて、請求人がDVを受けている事実を把握したことが認められる。

そうすると、処分庁は、請求人の転居の時点で、請求人が同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために転居する必要があったかを(課長通知第7・問30・答・18(別紙・18))判断することはできなかったものである。

よって、処分庁が、転居に伴う費用を請求人に対して支給しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件申請1については不適法なものとして却下すべきであり、それ以外の各申請(本件申請2ないし4)について処分庁が不支給としたことに違法又は不当な点は認められない。

### 3 審査会の職権による調査

#### (1) 調査の実施

処分庁は、令和2年10月28日に請求人が転居した後、令和3年2月18日に請求人世帯の保護を廃止し、転居先の実施機関へ移管している。

この点について、移管に上記期間(約4か月)を要した理由について、行政不服審査法74条に基づき、処分庁に対する調査を行ったところ、以下の回答を得た。

#### (2) 回答

生活保護の実施機関は、要保護者の居住地又は現在地により定めるものとされているが、転居等により他の実施機関に移管する場合には、円滑な引継ぎのため、転居先に係る居住実態の確認、移管元に係る保護費の算定（収入認定、申請中の扶助費について支給、返還金の算定等）を漏れなく行ってから移管することが求められるところであり、本件においては、転居を境に請求人と連絡が取りづらくなったこともあり、以下の理由から、移管に時間を要したものである。

ア 請求人の区外転出（住民基本台帳上は転出日が令和2年10月28日となっているが、実際に転居が完了したのは同年11月。）により、処分庁は速やかに転出による生活保護廃止の手續と新事務所への保護申請に係る相談の案内を進めようとしたが、上記経過のとおり、同月の転居以降、請求人との連絡が極端に取りづらくなり、管外転出による生活保護の廃止手續をするために必要となる異動届の提出がない状態が続いたこと。

イ 移管するまでの期間については、〇〇区での生活保護が継続となるため、請求人の収入の把握を行ったところ、令和3年1月7日に提出された令和2年12月の給与額が高く、次月の給与額によっては、生活保護の停廃止となる可能性があり、そうである場合、移管の必要がなくなるため、移管手續を行う前に令和3年1月給与を確認する必要が生じたこと（なお、同月の給与については令和3年2月2日に収入申告があり、停廃止となる収入額ではないことが確認された。）。

ウ 新事務所への移管に先立ち、請求人の転居先への訪問確認が必要であったが、請求人から、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に、東京からの職員の訪問を避けたい旨の連絡があり、新事務所による請求人宅への訪問確認について調整が必要となったこと（なお、令和3年2月1日に新事務所による転居確認が実施可能との回答を得た。）。

エ 令和3年1月21日に本件審査請求に係る一時扶助の保護申請書が提出されたため、移管手続を行う前に当該申請への対応を行う必要があったこと(同年2月15日に当該申請に対する回答を記載した手紙を請求人に送付した。)

(3) 上記回答を踏まえると、移管手続に一定の期間を要した点についても合理的である。

(4) なお、令和3年5月11日付審査請求書において、「現状の深刻さは生活保護の担当者に細かくお伝えしていたはずです。」と記載されている。この点について、請求人に対し、就労先への通勤時間以外の転居理由(DVを含む)についても、担当職員に伝えていたという趣旨であれば、そのことを裏付ける客観的な証拠及び資料の提出を求めたが、提出期限までに回答がなかった。

#### 4 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張する。

しかし、本件申請1を除く本件各申請に対して保護費を支給しないとした処分庁の判断に、いずれも違法又は不当な点が認められないことは、上記2及び3のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、転居に伴う費用について不服を述べているものと解されるが、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、生活保護に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。保護基準については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

なお、総務省の行政相談にあつては、全国的な制度・運営の改善が必要なものについて、広く国民の相談に応じて同省に設置されている行政苦情救済推進会議において審議されていることを付言する。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙(略)